

我孫子市広告付きデジタルサイネージ及び周辺案内板設置事業(長期継続契約)仕様書

1. 広告取次ぎの業務

事業者は、広告代理店として、広告主の募集・取りまとめ、広告原稿の事前確認、広告原稿の校正、その他広告主との調整などデジタルサイネージ及び周辺案内板(以下「広告電子看板」という。)への広告掲載に関する一連の業務を行う。

2. 広告主の留意事項

掲出する広告は、我孫子市広告掲載に関する基準に基づき、審査の上、承認を受けなければならない。

3. 広告電子看板設置位置

広告電子看板の設置位置は、通常は本庁舎1階ロビーとし、ロビー使用時は近くの場合に移動することができるものとする。

4. 広告電子看板面の規格

- (1) デジタルサイネージの規格は縦 2,000mm 程度、横 2,000mm 程度を上限とし、うち、モニターのサイズは 16,000 cm²以上とする。
- (2) 周辺案内板の規格は縦 2,000mm 程度、横 2,000mm 程度を上限とし、うち、モニターのサイズは 23,000 cm²以上とする。
- (3) デジタルサイネージのモニターは電子表示媒体とし、周辺案内板はその限りではないものとする。
- (4) デジタルサイネージの庁舎案内は課名や目的、業務内容など複数の情報を階層構造により表示できることとし、タッチパネルで操作できるものとする。

5. 広告掲載の手続き

- (1) 広告看板の設置には、別途、行政財産使用許可を受けること。
- (2) 広告掲載希望者(広告掲載同意書)及び広告のデザイン(広告内容を含む)を取りまとめた後、広告審査依頼書を添え市に提出する。市は我孫子市広告掲載に関する基準に基づき審査を実施し、必要に応じて広告内容に修正等の指示をする。市は審査終了後事業者へ通知するものとする。
- (3) 広告の掲出は、前号の広告主及び広告内容の審査を経てから行うものとする。
- (4) 広告電子看板を撤去する場合は、2ヶ月前までに広告電子看板撤去届を市に提出すること。

6. 広告代理店の責任

- (1) 事業者は、掲載された広告の内容、デザイン、管理等について、一切の責任を負うものとする。

(2) 広告電子看板等の管理について、責任を負うものとする。

7. 広告電子看板への表示

広告電子看板面に「設置使用料は、市の財源に役立てている」旨の文言を表示するものとする。